

「信用保証協会向けの総合的な監督指針の一部改正案」について

令和6年6月27日

中小企業庁

1. 改正の趣旨

中小企業者の M&A や事業承継時などにおける代表者交代時の多くのケースにて、経営者保証が締結されているといった状況を鑑み、金融機関と同様に信用保証協会においても、新規保証時と同様に既存保証に係る経営者保証の必要性等の説明責任を課すこと等に伴い、信用保証協会向けの総合的な監督指針の一部の改正を行う。

2. 主な改正概要

Ⅱ－3 「経営者保証に依存しない融資慣行」としての浸透・定着等

Ⅱ－3－2 主な着眼点の中に下記の内容を追記予定。

- 経営者保証契約を締結している中小企業者について、M&A・事業承継など、主たる株主等が変更になることを信用保証協会が把握した場合は、金融機関を介するなどして、「事業者選択型経営者保証非提供制度」の活用を促すなど、経営者保証契約の変更・解除の検討や、経営者保証ガイドラインの趣旨・内容を十分に踏まえた適切な説明を行っているか。

3. 今後のスケジュール

パブコメ : 令和6年6月下旬～7月下旬

改正手続き : 令和6年9月末まで

施行 : 令和6年10月1日施行